令和８年度施設入所審査基準表　児童名

①　区　分（(1)～(10)のいずれか）		父の状況 基本点	父の状況 加算点数		母の状況 基本点	母の状況 加算点数	
(1)就労	月１６０ｈ以上	24			24		
	月１４０ｈ～１６０ｈ未満	23			23		
	月１２０ｈ～１４０ｈ未満	21			21		
	月１００ｈ～１２０ｈ未満	19			19		
	月８０ｈ～１００ｈ未満	17			17		
	月４８ｈ～８０ｈ未満	15			15		
	内職	15			15		
(2)求職中・起業準備		10	開業届あり	5	10	開業届あり	5
(3)出産予定					24		
(4)疾病		10	入院	17	10	入院	17
			常時病臥	13		常時病臥	13
			上記以外	10		上記以外	10
(5)障害	身体障害	10	１・２級	13	10	１・２級	13
			３級	10		３級	10
			上記以外	6		上記以外	6
	精神障害	10	１級	13	10	１級	13
			２級	10		２級	10
			３級	6		３級	6
	知的障害	10	Ａマル・Ａ・Ｂ	13	10	Ａマル・Ａ・Ｂ	13
			Ｃ	10		Ｃ	10
(6)看護		5	常時病臥の親族を看護	10	5	常時病臥の親族を看護	10
			通所・通院の付き添い週５日以上	10		通所・通院の付き添い週５日以上	10
			同週４日	8		同週４日	8
			上記以外	4		上記以外	4
(7)介護		5	要介護３～５	10	5	要介護３～５	10
			要介護２	8		要介護２	8
			要介護１	5		要介護１	5
	週３日以上介護保険サービス利用あり	9			9		
(8)就学		24			24		
(9)災害復旧		40			40		
(10)市長が定めるとき		40			40		

※就労とは、月48時間以上の勤務で、金銭が発生しているものに限る。
※就労予定の者は「就労」として採点する。

同一点数世帯の優先順位	
1	災害復旧
2	父子・母子世帯
3	新規申請＞転園申請
4	同世帯に障害者がいる世帯（要手帳の写し）
5	きょうだいが保育施設利用中
6	きょうだいが同施設を利用中（１～３号認定のみ）
7	未就学児の人数が多い世帯
8	未就学児を含み きょうだい の人数が多い世帯
9	入所審査基準表「①区分」の点が高い世帯
10	直近の市民税所得割合額の低い世帯（保育料判定基準で判定）
11	上記同額の場合、世帯収入の低い世帯

※優先順位は「育児休業延長の許容に関する申出」があった場合でも適用します。

月申請から

採点表	①	②	③	④	⑤	⑥	合計

園のみ

月申請から

採点表	①	②	③	④	⑤	⑥	合計

園のみ

②申請児童の保育の状況（(1)～(2)のいずれか）		
(1)施設	保育所（園）・認定こども園（２・３号）・地域型施設を利用中	0
	認定こども園（1号）・幼稚園・認可外保育施設・ベビーシッター等を利用中	3
(2)施設以外	保護者が保育（同伴就労含む）	3
	祖父母・その他親族が保育	1
	知人が保育	1

③申請児童の状況（(1)～(2)のいずれか）		
(1)転園	きょうだいの地域型卒園に伴う	3
	上記以外	0
(2)入所希望（継続を含む）		3

④申請児童と同居している きょうだい の状況（A・B合計）		
A 障害児（要手帳の写し）		1
B 学児未就	保育施設（※2）・幼稚園・認可外保育施設・ベビーシッター等を利用中	1

※1 児童の人数を倍にせず項目ごとに加算。
※2 入所希望園と入所している園が同一でない場合を含む。

⑤その他加算（各項目合算）		
産前産後休暇中・育児休業中（明け）		1
父方祖父	同居（65歳以上又は保育できない理由あり）・別居・不存在	1
父方祖母	同居（65歳以上又は保育できない理由あり）・別居・不存在	1
母方祖父	同居（65歳以上又は保育できない理由あり）・別居・不存在	1
母方祖母	同居（65歳以上又は保育できない理由あり）・別居・不存在	1
多胎児同時新規申請（きょうだい同時新規とは重複せず）		5
きょうだい同時新規申請 ※2		1
児童福祉法第２６条第１項第５号通知による保護		50
生活保護等受給世帯・里親		1
離婚前提別居中・単身赴任	新規・転園（きょうだい同一園希望）	30
	転園（上記以外）	25
地域型施設に入所していた児童の卒園による申請	連携施設	50
	連携施設以外	40
保護者が市内の保育施設に在勤・在勤予定		14
DV		10
障害児（申請児童、要手帳の写し）		1
ひとり親家庭	新規申請	40
	転園 きょうだい同一園希望	40
	転園 上記以外	30
その他市長が定めるとき		※3

※1　該当箇所はすべて選択する。
※2　きょうだい同時新規申請には、地域型卒園による申請の場合は含まれない。
※3　その他市長が加点を必要と認めた場合の点。

⑥その他減点（各項目合算）		
育児休業延長の許容に関する申出		-60
保育料又は給食費滞納者		-15
市外在住者（転入に関する誓約書等提出者及び⑤保護者が市内の保育施設に在勤・在勤予定加算対象者を除く）	勤務地が保護者の一方又は両方が市内である	-20
	勤務地が保護者両方とも市外（求職中、就労先未定場合含む）	-30
入所決定後に辞退したことがある（令和８年度内の辞退に限る、理由を問わない）		-10

※1　転入予定の場合、「転入に関する誓約書」のほか、熊谷市内の住居の賃貸借契約書、売買契約書等、転入の日付が明確にわかるものの写しの提出が必要。土地の売買契約書のみの場合は、転入予定とは認めない。
※2　既に熊谷市内にある住居（祖父母宅等）に転入予定である場合は、熊谷市内の住居の世帯主による「同居予定申立書」が必要。